

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都都税条例の規定による納期限等の延長……………（主税局税制部税制課）……………一
- 都市計画事業の認可……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………（環境局環境改善部化学物質対策課）……………一
- 警備員等の検定の実施（二件）……………二
- 警備員指導教育責任者講習の実施（四件）……………四

告示

●東京都告示第九百五号

東京都都税条例（昭和二十五年東京都条例第五十六号。以下「条例」という。）第十七条の二第一項の規定により、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限（以下「納期限等」という。）を次のように延長する。

令和八年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

都税（証紙徴収の方法による納付に係るものを除く。）の納税者のうち住所又は居所の所在地（納税者が法人等である場合は、法人税に係る納税地（本店又は主たる事務所の所在地以外を納税地と指定されている場合においては、当該本店又は主たる事務所の所在地を含む。））が、次の表に掲げる地域にある者に係る納期限等で、当該都税の納期限等が令和八年七月二十八日以降に到来するものについては、その納期限等を別に告示で定める期日まで延長する。

都道府県名	指定地域
熊本県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町

●東京都告示第九百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年八月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 施行者の名称 大田区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・百三十二号京浜島二丁目第一公園
- 三 事業施行期間 令和八年八月二十一日から令和十年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分
大田区京浜島二丁目地内
使用の部分

なし

●東京都告示第九百七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和八年東京都告示第八百二十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年八月二十一日

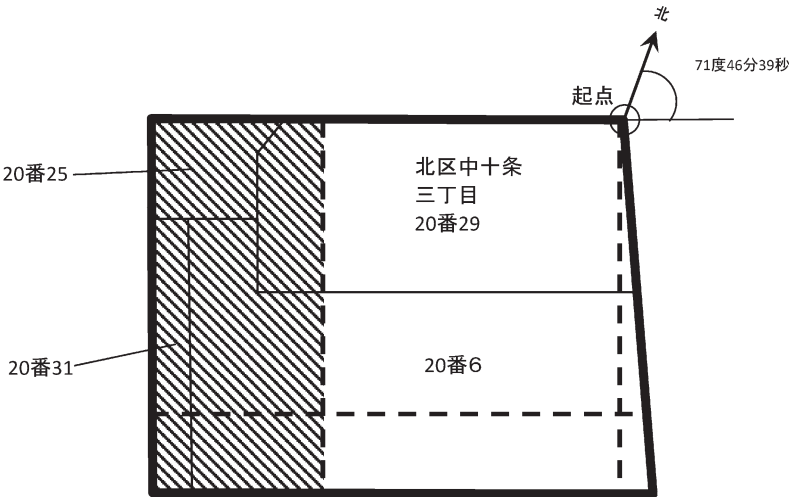
東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区中十条三丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図

【起点】

起点は、北区中十条三丁目
20番29の最北端とする。



【凡例】

- 調査対象地
- 筆境界
- 指定を解除する区域
- 単位区画

【格子の回転角度（71度46分39秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

告 示（公）

●東京都公安委員会告示第250号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月21日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 検定の実施期日及び時間

(1) 学科試験

令和8年11月28日（土曜日）

午前8時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和9年1月23日（土曜日）

午前8時30分から午後4時30分まで

2 検定の実施場所

品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場

3 検定の実施種別

規則第1条第2号の警備業務（施設警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定

4 検定予定人員

60名

5 検定申出の要領

検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。

なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和8年9月28日（月曜日）及び同月29日（火曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201 6 申請手続 (1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請 (2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年10月7日（水曜日）から同月9日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年10月7日（水曜日）午前8時30分から同月9日（金曜日）午後11時59分まで (3) 申請先 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (4) 申請書類	ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかなとなる書面 (イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (5) 検定手数料 16,000円 7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312 ―― ●東京都公安委員会告示第251号 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第7条の規定により次のとおり告示する。 令和8年8月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記	1 検定の実施期日及び時間 (1) 学科試験 令和8年11月28日（土曜日） 午前8時30分から午前11時まで (2) 実技試験 令和9年1月23日（土曜日） 午前8時30分から午後4時30分まで 2 検定の実施場所 品川区東大井一丁目12番5号 警視庁鯉洲運転免許試験場 3 検定の実施種別 規則第1条第4号の警備業務（交通誘導警備業務に係るものをいう。）に係る規則第4条に規定する2級の検定 4 検定予定人員 45名 5 検定申出の要領 検定申請に先立って、検定申出を必ず行うこと。 なお、検定申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 検定申出の受付期間 令和8年9月30日（水曜日）及び同年10月1日（木曜日）の2日間 午前8時30分から午後4時30分まで (2) 受付専用電話 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 03（3581）8201 6 申請手続
--	--	--

(1) 申請方法 警察署に持参又は警視庁行政手続オンラインによる申請 (2) 受付期間 ア 警察署に持参 令和8年10月7日（水曜日）から同月9日（金曜日）までの3日間 午前8時30分から午後4時30分まで イ 警視庁行政手続オンラインによる申請 令和8年10月7日（水曜日）午前8時30分から同月9日（金曜日）午後11時59分まで (3) 申請先 規則第9条に規定する検定申請書の提出は、次のいずれかに掲げる警察署を経由して行うものとする。 ア 東京都内の住所地を管轄する警察署 イ 警備員として属する東京都内の営業所の所在地を管轄する警察署 (4) 申請書類 ア 検定申請書 1通 イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉 ウ 前(3)の申請先に該当することを疎明する次の書面 各1通 （ア）前(3)のアに該当する者は、住所地を疎明する住民票の写し、運転免許証の写しその他の住所地在明らかとなる書面	(イ) 前(3)のイに該当する者は、警備員として属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書ただし、前(3)のア及びイに該当する者は、いずれかの疎明する書面を要しない。 (5) 検定手数料 14,000円 7 問合せ先 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第252号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和8年8月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和8年12月15日（火曜日）から同月23日（水曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分	法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者
--	--	---

イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和8年11月19日（木曜日）及び同月20日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年12月3日（木曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで	(2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の	合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 ウ 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 1通 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通（受講申込時に提出すること。） 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和8年12月9日（水曜日）及び同月10日（木曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 47,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係
--	--	---

●東京都公安委員会告示第253号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和8年8月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和9年2月24日（水曜日）から同年3月4日（木曜日）までの7日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者	(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による陸前前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。	なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和9年1月25日（月曜日）及び同月26日（火曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03 (3837) 2160 (3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和9年2月8日（月曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書
--	---	---

面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。	ウ 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 1通 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通 (受講申込時に提出すること。) 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和9年2月16日（火曜日）及び同月17日（水曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 47,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03（5818）6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03（3581）4321 内線30312 _____ ●東京都公安委員会告示第254号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により次のとおり告示する。	令和8年8月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和9年1月13日（水曜日）から同月20日（水曜日）までの6日間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで 2 講習の実施場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号で定める警備業務（人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「2号警備業務」という。） 4 講習予定人員 120名 5 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業
--	--	--

務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期間 令和8年12月10日（木曜日）及び同月11日（金曜日）の2日間 午前9時から午後5時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 03（3837）2160	(3) 受講対象者の確定方法 受講対象者のうち100名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和8年12月25日（金曜日）までの間（日曜日及び土曜日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 (ア) 前記5の(1)に該当する者は、2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合	格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のアに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 ウ 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 1通 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通 （受講申込時に提出すること。） 8 受講料納入手続 (1) 受講料納入の受付期間 令和9年1月6日（水曜日）及び同月7日（木曜日）の2日間
--	--	--

午前 9 時から午後 4 時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目 1 番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 38,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312 ●東京都公安委員会告示第255号 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定に基づき、警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により次のとおり告示する。 令和 8 年 8 月21日 東京都公安委員会 委員長 廣 瀬 道 明 記 1 講習の実施期間及び時間 令和 9 年 2 月 2 日（火曜日）から同月 5 日（金曜日）までの 4 日間 午前 9 時から午後 5 時まで 2 講習の実施場所	台東区東上野一丁目 1 番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会研修室 3 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号で定める警備業務（事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務をいう。以下「1号警備業務」という。） 4 講習予定人員 70名 5 受講対象者 法第2条第1項に定める警備業務のうち、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「警備員指導教育責任者資格者証」という。）又は規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「警備員指導教育責任者講習修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの (1) 最近 5 年間に1号警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るもの）に限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るもの）に限る。以下「2級検定」という。）に	係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの (4) 東京都公安委員会が前(1)、(2)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める次の者 ア 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るもの）に限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 イ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るもの）に限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの 6 受講申出の要領 受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。 なお、受講申出は、電話受付のみとし、先着順により確定する。 (1) 受講申出の受付期日 令和 8 年 1 月 7 日（木曜日）及び同月 8 日（金曜日）の 2 日間 午前 9 時から午後 5 時まで (2) 受付専用電話 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (3837) 2160 (3) 受講対象者の確定方法
--	--	--

受講対象者のうち60名は、次に掲げる者を優先する。 ア 現に東京都内に居住する者 イ 現に東京都内に所在する警備業営業所に属する者 7 申込手続 (1) 受付期間 電話受付予約終了後から令和9年1月21日（木曜日）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時から午後5時まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 申込書類 ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通 イ 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証の写し又は警備員指導教育責任者講習修了証明書の写し 1通 ウ 前記5の受講対象者に該当することを疎明する次の書面 各1通 エ 前記5の(1)に該当する者は、1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(1)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。	当することを誓約する書面を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (イ) 前記5の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 前記5の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(3)に掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 (エ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧1級検定の合格証の写し (オ) 前記5の(4)のイに該当する者は、旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 ただし、警備業者が既に廃業しているなど、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5の(4)のイに掲げる者に該当することを誓約する書面及び履歴書を警備業務従事証明書に代えて提出すること。 エ 前6の(3)のイに該当する者は、現に属する営業所の所在地を疎明する営業所所属証明書 1通 (4) 確認書類 本籍又は国籍等の記載のある住民票の写し 1通 (受講申込時に提出すること。) 8 受講料納入手続	(1) 受講料納入の受付期間 令和9年1月27日（水曜日）及び同月28日（木曜日）の2日間 午前9時から午後4時30分まで (2) 受付場所 台東区東上野一丁目1番12号 栗橋ビル 一般社団法人東京都警備業協会 (3) 受講手数料 23,000円 9 問合せ先 (1) 一般社団法人東京都警備業協会 電話 03 (5818) 6070 (2) 警視庁生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 電話 03 (3581) 4321 内線30312
--	---	--